

答 申 情 第 4 3 号

平成27年4月15日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月23日付け児福第1208号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

児童記録の公文書一部公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第71号）

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年5月1日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、児童記録票H25年度（発達障害者支援法上の自閉症児のもの）の公開を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「児童記録票」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書のうち、個人の特定や個人のプライバシーの侵害に繋がる部分の公開をせず、その他の部分を公開するとの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年6月13日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第1号に該当

個人の氏名、生年月日、職業、住所、電話番号、ケース番号、具体的な相談・通告内容や、家族状況、生育歴、園での様子、就学以降の状況、対応、今後について、及び検査結果の説明内容については、これらを公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成26年6月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消し（個人の氏名、生年月日、住所及び電話番号を非公開とした部分を除く。）を求めるといものである。

4 実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 児童記録票作成に係る業務について

ア 発達相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置されている児童相談所の業務のうち、障害部門を担当している機関である。主に保護者より児童の心身の発達や障害に関する相談を受け、それに対する援助を行っている。

イ 一般的な相談支援の流れは「相談受付、社会調査、発達検査と結果説明及び助言」である。

ウ 相談受付時には、インテーク担当が保護者より、簡単な相談内容と氏名、住所、連絡先、家族状況などを聴取する。

次の社会調査は、担当児童福祉司（行政区ごと）が担当する。面接では、児童の生育歴や現在の生活や発達状況、所属集団での様子、医療等の状況や家族情報の詳細等を聴取する。また、児童や保護者の困り感や思い等を丁寧に聴取し、面接場面においても保護者に寄り添いながら対応方法を考え、相談支援の方向性を検討している。

その後の発達検査は、児童にあった検査を選択して児童心理司が実施する。保護者への検査結果説明では、具体的な日常生活場面に関連付けながら個別的な助言を行っている。

エ 上記のとおり、発達相談所においては、個々の状況やニーズを的確に捉え、有効な援助を行い、処遇方針を決定している。児童記録票は、相談対象児童ごとに作成しており、上記内容について記載している。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、自閉症診断を受けている児童について、平成25年度に相談援助を行った際に作成した児童記録票である。

イ 本件公文書には、上記「相談受付、社会調査、発達検査と結果説明及び助言」の内容を記載している。具体的内容は、個人の氏名、生年月日、職業、住所、電話番号、ケース番号、具体的な相談・通告内容や、家族状況、生育歴、園での様子、就学以降の状況、対応、今後について、及び検査結果の説明内容と処遇である。

(3) 条例第7条第1号該当性について

有効な支援を実施していくためには、対象児童に係る個別具体的かつ詳細な情報収集は不可欠である。

児童記録票のうち、職業、家族状況欄には家族構成員の各々の所属機関名称が記載されている場合があり、その他勤務時間や疾患や障害名、人間関係等及び居住地の情報など、個人特定の手がかりとなる情報が記載されている。

また生育歴、園での様子、就学以降の状況には、身体計測値や発達経過を数値で記し、今までの相談の経過も具体的に記載している。同欄には学校や家庭での児童の様

子、行動の特性等も記載されている。今回、公開としている相談種別（「自閉症」と記載）、相談内容（主訴を含む）、対応、今後について、及び検査結果の説明内容欄に記載した保護者からの個別の訴えや児童の状態、実施機関からの助言・提案内容を組み合わせることにより、個人が特定される可能性は否定できない。ケース番号は、各児童に付与する固有の番号である。

本件公文書には、通常他人には知られたくないような情報が多数記載されているものである。したがって、本件公文書のうち、職業、ケース番号のほか、具体的な相談・通告内容や、家族状況、生育歴、園での様子、就学以降の状況、対応、今後について、及び検査結果の説明内容については、条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」に該当する。

異議申立人は、個人の氏名、生年月日、住所、電話番号を除き公開すべきとするが、これらの情報は個人の機微に関する情報であり、個人が特定された場合に生じる被害は甚大であって、児童や家庭にとって予期せぬ結果をもたらすことは否定できない。実施機関との信頼関係が崩れて必要な支援が不可能になることも懸念される。

よって、職業、ケース番号、具体的な相談・通告内容や、家族状況、生育歴、園での様子、就学以降の状況、対応、今後について、及び検査結果の説明内容についても非公開とすべきである。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない（本件処分のうち個人の氏名、生年月日、住所、電話番号を非公開とした部分を除く。）。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は「児童記録票」、「児童相談・通告受付票」及び「記録」で構成されており、その中には、児童の氏名、生年月日、職業、住所、電話番号、ケース番号、具体的な相談・通告内容や、家族状況、生育歴、園での様子、就学以降の状況、対応、今後について、及び検査結果の説明内容と処遇が記録されていることが認められる。

(2) 本件処分について

ア 異議申立人は、個人の氏名、生年月日、住所及び電話番号を除き公開すべきであると主張し、これに対し、実施機関は、本件公文書の職業、ケース番号のほか、具体的な相談・通告内容や、家族状況、生育歴、園での様子、就学以降の状況、対応、今後について及び検査結果の説明内容などの記載（以下「係争部分」という。）は個人の機微に関する情報であり、個人が特定された場合に生じる被害は甚大であって、児童や家庭にとって予期せぬ結果をもたらすことは否定できないと主張するので、この点について検討する。

イ 係争部分には、児童の家族の職業、家族構成員の通園先等や、その他勤務時間や疾患や障害名、人間関係等及び居住地の情報など、個人の特定に繋がるおそれがある情報が記載されている。また、今までの相談の経過、内容も具体的に記載されており、その中には学校や家庭での児童の様子、行動の特性、家族の状況等も詳細に記載されていることが認められる。

このように、係争部分には、個人の機微に関する情報が多数含まれており、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び家族に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であると考えられるため、条例第7条第1号に該当すると判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年10月23日 諮問（諮問情第71号）

11月21日 実施機関からの理由説明書の提出

平成27年 1月22日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第9回会議）

3月 3日 審議（平成26年度第10回会議）

4月15日 審議（平成27年度第1回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）